地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令（昭和六十三年自治省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号については令和九年度までの間に、第二号、第七号から第九号までについては令和六年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和五年度までの間に、第十一号については令和三年度までの間に、第十二号については令和四年度までの間に行われるものとする。	地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号については令和九年度までの間に、第二号、第七号から第九号までについては令和六年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和五年度までの間に、第十一号については令和二年度までの間に、第十二号については令和三年度までの間に行われるものとする。
〔一～十　略〕	〔一～十　同上〕
十一　令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業	十一　令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業
十二　令和四年に開催されるワールドマスターズゲームズ2021関西の準備及び運営に係る事業	十二　令和三年に開催されるワールドマスターズゲームズ2021関西の準備及び運営に係る事業
備考　表中の〔　〕の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百三十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十三条第一項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣　武田　良太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
〔削る〕	（個人番号カードの交付申請）
第二十条　〔略〕	**第二十条**　交付申請者は、令第十三条第一項前段に規定する交付申請書（以下「交付申請書」という。）に署名し、又は記名押印しなければならない。ただし、総務大臣の定める方法により交付申請書を提出する場合には、この限りでない。
第二十一条　〔略〕	**第二十一条**　〔同上〕
第二十二条　〔略〕	**第二十二条**　〔同上〕
	第二十二条の二　〔同上〕
第二十八条　〔略〕	**第二十八条**　〔同上〕
〔2～6　略〕	〔2～6　同上〕
7　第二十一条の規定は第一項に規定する再交付申請書に添付する写真について、第二十三条の規定は第一項に規定する再交付申請書の保存について、それぞれ準用する。	7　第二十二条の規定は第一項に規定する再交付申請書に添付する写真について、第二十三条の規定は第一項に規定する再交付申請書の保存について、それぞれ準用する。
第五十七条　〔略〕	**第五十七条**　〔同上〕
2　指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	2　〔同上〕

〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕